

前 文

大津は琵琶湖と比良・比叡に代表される山並みに抱かれ、育まれ、そしてこの自然の大景観を望み続けてきた都市である。

天智天皇の時代、豊かな自然に恵まれた地に近江大津京*が開かれたことに始まり、大津は歴史の表舞台に登場した。その後、仏都として、あるいは都と東国・北陸を結ぶ交通の要衝として、各地に門前町、港町、宿場町、城下町などが成立し、栄え、各時代の文化が開花した。

眼前に広がる琵琶湖の広大な水面、白砂青松*の砂浜や緑に彩られた長大な水際線、水面に対峙するまちなみ、季節により表情を変える山並み、その山並みを背に広がる田園、山麓の緑に溶け込む社寺、かつての繁栄を伝える歴史的まちなみなど、豊かな水と緑に囲まれて歴史と文化を積み重ねてきた大津。そこには、長い歴史の中で、雄大かつ豊かな自然環境の上に都市的な景観と農村的な景観とが創り出され、培われ、それぞれが互いに共存し、調和することにより近江八景*に代表される優れた景観が形成されてきた。

また、近年では、これらの自然や歴史風土を背景とした近代的なまちづくりも進展し、都市軸を形成する道路景観や新たな住宅地における緑豊かなまちなみ景観の形成、風格あるまちなみを演出する建築物の建設、さらには水辺の魅力を今日的に引き出すなぎさ公園の整備など、都市景観を魅力的にする営みが続けられてきた。

しかし、一方で、無秩序な市街化や商業施設の屋外広告物*などにより、大津固有の自然景観*・歴史的景観との不調和や地域の個性の損失などの恐れも生じている。

今こそ、このような本市における景観の現況を真摯に見直し、時代を超えて変わらぬ価値を持つ自然景観や歴史的景観を守り、さらに磨きをかけるために、市民一人ひとりが時代の新しい風を吹き込みながら、美しく風格ある景観づくりに取り組まなければならない。

本景観計画*は、平成16年3月に制定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」、これに基づき策定した「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を踏まえ、「水・緑・人が織りなす古都のかがやき」を基本理念とし、「水が煌めく景観」、「緑が薫る景観」、「歴史を育む景観」の3つの基本目標を実現するため、市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にするとともに、その実現のための規制誘導*の基準を定めることを目的として策定するものである。

第 1 章 景観計画の区域

大津市には歴史的に多様な発展を遂げてきた地域が存在することから、市域各地において歴史と自然とに彩られた個性と魅力ある景観が形成されてきた。これらは全て、それぞれ大切に守り伝えられるべき景観であるとともに、今後、このような景観を拠り所としながら周辺地域と一体的に景観を保全※・形成していくことが求められる。また、既存の市街地の周辺に位置する新たな開発地域においても地域固有の歴史性や文化性を発見しながら、次代に継承すべき良好な景観形成を図ることが求められる。

そこで、本景観計画は大津市全域（琵琶湖を除く）を計画区域と定め、景観の基本的なあり方及び規制誘導の基準を定めるものとする。